

「(仮称) 神戸市公文書等管理条例」(案) についての
市民意見に対する本市の考え方

- 募集期間：令和 7 年 9 月 16 日（火曜）から令和 7 年 10 月 15 日（水曜）まで
- ご意見数：14 件（5 通）

※ 市民意見に対する本市の考え方において、「(仮称) 神戸市公文書等管理条例」(案)」を「条例案」、令和 8 年 6 月開館予定の「神戸市歴史公文書館」を「歴史公文書館」と記載しています。

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
公文書、特定歴史公文書等の管理等に関する意見		
1	取得した文書、図画等は、市民が活用、利用できるように、最大限配慮すべきである。	条例案では、職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして、実施機関等が保管している文書や図画等は、「公文書」として位置付け、適切に保存することとしています。このうち、保存期間中の現用公文書については、これまでも、情報公開条例に基づいて、適切に公開を行ってきました。 また、条例案では、歴史資料として重要な公文書等を「特定歴史公文書等」として永久保存することとしています。これらの文書等は目録を作成してインターネットで公開するほか、利用に制限のない文書等は簡易な手続で利用できるようにするなど、利用しやすい環境づくりを進めていきます。
2	いったん特定歴史的公文書と指定されても、公文書等管理委員会が適当と認めれば廃棄できるとのことだが、すぐに廃棄してしまうのではなく、一定の期間は保存して、市民意見（パブリックコメント）を義務付けるべきと考える。いったん指定された以上、相当程度に重要性の高い文書であったのだから、有識者だけの討論によるのではなく、市民の監視の目を通す必要がある。その際は、有識者の議論そのものもリアルタイムで公開されるべきである。	特定歴史公文書等は、歴史資料として重要性の高い文書等であるため、条例案では、原則として永久に保存しなければならないとしています。例外的に廃棄が認められるのは、「歴史資料として重要でなくなった」と認められる場合に限られ、市長が別に定める規則において、その具体的な要件を限定的に列挙する予定です。 また、特定歴史公文書等を例外的に廃棄しようとする場合には、中立・公平な立場から専門的な見地で判断を行うため、必ず公文書等管理委員会の意見を聴くこととしています。 このように、特定歴史公文書等の廃棄は極めて例外的かつ限定的であり、仮に廃棄する場合も公文書等管理委員会による第三者的・専門的意見を聴くことを必須としておりますので、パブリックコメントを実施することは予定していません。 なお、条例案では、特定歴史公文書等の廃棄に関して公文書等管理委員会の意見を聴取する場合、その調査審議については、同委員会の承認を得た上で、公開して行うことができるとしています。

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
3	開示手数料は無料にすべきである。少なくとも神戸市民は無料にすべきである。	条例案では、特定歴史公文書等の利用方法等について定めようとしています。閲覧に関しては、手数料の徴収を行わない予定です。一方で、写しの交付を希望される場合には、コピー代や郵送代など、写しの作成や交付に係る実費をご負担いただくことを予定しています。 なお、保存期間中の現用公文書に係る情報公開の手続は、情報公開条例に基づき、市外居住者の方や商業的利用の方からの請求の場合に限り、手数料を徴収する取扱いとしており、この取扱いに変更ありません。
4	公文書の利用に際し、コピー等の必要な経費の負担となっているが、それが過大なものにならないように配慮すべきである。	条例案では、特定歴史公文書等の写しの交付を希望される場合には、コピー代や郵送代など、写しの作成や交付に係る実費をご負担いただくこととしています。具体的な金額については、市長が別に定める規則にて規定する予定であり、情報公開の手続におけるコピー代などの費用負担を参考にしながら定めます。
5	神戸市内をはじめとする全国の裁判所で、永久保存されるべき重要な裁判資料が廃棄されるという事案が発生しているが、この事案を神戸市は把握しているか。この事案は市民による情報開示請求がきっかけとなって発覚したものであるが、このような誤った文書管理が神戸市管理文書でも起きないとは限らない。上記の事例は、「市民による文書開示は公権力の監視に役立つ」例証だと考えるが、市民の情報開示請求能力の向上が必要である。市民向けのセミナーの開催なりマニュアルの充実なりを神戸市は開催するべきだと考える。これからの予定は考えているのか。	条例案では、公文書の保存・廃棄に関するルールを明確化するとともに、歴史資料として重要性の高い公文書については、保存期間満了後に「特定歴史公文書等」として原則永久保存することとしています。 保存期間中の現用公文書に関する情報公開請求への対応については、市ホームページにて情報公開制度および請求手続の案内を行っているほか、請求者から手続方法の問い合わせや請求内容の記載に関する相談があった場合は、請求者の求める内容が反映された請求となるよう個別に対応を行っています。 これらの対応を通じて、制度の利用者に対して適切な案内を行っていることから、市民向けのセミナー等の開催は予定していませんが、今後も情報公開制度を利用される皆さまにとって、分かりやすい案内を行っていきたいと考えています。

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
6	開示請求の対応について、職員の研修体制を整えるべきである。情報公開審査会答申を見ていると、不服申し立ての容認の答申が神戸市ではかなり行われている。これは、審査請求者である市民と、審査会委員の有識者の先生方ががんばっているためだが、同時に、神戸市の開示業務の水準が低いためともいえる。開示を担当した職員に対して、バックアップや評価の体制がほとんどないか、形骸化しているのではないか、そのような指摘はないのか。	条例案では、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うため、職員に対する研修の実施などの必要な措置を講ずることとしています。 なお、保存期間中の現用公文書に関する情報公開請求への対応は、情報公開条例に基づいて実施しており、今後もこの取扱いに変更はありません。情報公開請求への対応に係る職員への周知については、職員向けの事務マニュアル等を整備し庁内での周知を図るとともに、新規採用職員を対象とした研修や、実務担当者向けの情報公開に関する研修を通じて制度の理解を深めています。また、情報公開制度を所管する部署が、文書の公開を行う部署からの相談に応じており、制度の適正な運用を支えています。 今後も、制度の趣旨に則り、適正な運用が継続されるよう、職員への必要な周知と支援を継続していきます。
7	特定歴史公文書等と歴史文書について曖昧にしか記入されていないが、戦前の神戸港や戦後においても神戸港の管理が神戸市に移されるまでの期間の船舶や艦船の入出港の記録資料、米軍占領下で神戸港や神戸市の各種の建物が接収されたことに関する資料、米軍の爆撃によって生じた家屋や人的被害(爆撃死・負傷)等の記録、神戸空襲に関わる遺品、神戸市民の出兵、戦死などの基礎資料も、特定歴史公文書に入るので、これらを明記してほしい。	条例案では、条例の目的として、「本条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること」としており、個別具体的な運用については、条例に基づく規則、基準、ガイドライン等で定める予定としています。 歴史資料として重要な公文書（「歴史公文書」）は、保存期間満了後に歴史公文書館で所蔵され、「特定歴史公文書等」となります。条例案では、これらの公文書を選別するため、「歴史公文書選別基準」を市長が定めることとしています。 歴史公文書選別基準では、ご意見にあるような戦前・戦中・戦後間もない頃の資料等も含め、「昭和30年以前に作成・取得された公文書」に該当するものを歴史公文書と位置付け、歴史公文書館において「特定歴史公文書等」として永久保存する予定です。
8	空襲等の遺品や記録などの寄贈品についても保存するとともに、市民に必要なに応じて公開・展示するとの文書を条文の中で明記してほしい。	また、条例案では、重要な歴史資料として市長（歴史公文書館）に寄贈・寄託された文書等も、「特定歴史公文書等」として永久保存することとしています。
9	公文書を管理していくうえで、ぜひとも記載していただきたいこととして戦後80年と言われている今、歴史への向き合い方が問われている。あのアジア太平洋戦争の記録をぜひ残してほしい。今、日本に住む子供たちがその未来が、平和で安全な日本・神戸市に居住する場合戦争や災害のない町ですごしてほしい。そのためにもあの戦争の実態を歴史として残し、平和で安全な街をつくっていくことが、私たち今、神戸に住む大人たちの役割ではないか。80年以上神戸に住む私には愛するこの町神戸が、平和で安全であるために、あの戦争の記録を公文書（平和祈念館の創設）としてぜひ残して欲しい。	これらの趣旨を踏まえ、歴史公文書館では、本市が収集してきた戦災に関連する資料や体験談・写真等の戦災関連資料も、引き継いで保存することとしています。このほか、歴史公文書館では神戸の歴史や歴史的公文書等の重要性を伝えるため、常設展示室を設け、明治期から令和期までの神戸市政のあゆみを紹介する中で戦争の時期も取り上げる予定です。

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
公文書等管理委員会に関する意見		
10	条例案には開示請求の不服申し立て審査について規定があるようだが、神戸市情報公開審査会や個人情報保護審査会とどういった関係にあるのか。	条例案では、歴史公文書館に所蔵された「特定歴史公文書等」について、その利用決定等に対する不服申し立て（審査請求）に関する調査審議を、公文書等管理委員会の主な役割として位置付けています。 一方、情報公開審査会は、情報公開条例に基づき、保存期間中の現用公文書の公開決定等に対する審査請求について調査審議を行います。また、個人情報保護審査会は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の開示決定等に対する審査請求について調査審議を行います。これら2つの審査会については、現行制度のもとで引き続き運用されるものであり、条例案によってその取扱いが変更されることはありません。
11	公文書等管理委員会の審議は原則非公開であって、委員長裁量で許可すれば公開できるとのことだが、こういった委員会は原則公開されるべきである。原則公開し、委員会において全会一致で決議すれば非公開とできるとの条例案の変更が必要である。	条例案では、特定歴史公文書等の利用決定等に対する審査請求に関する調査審議は、公開しないとしています。一方で、その審査請求以外の公開することに支障のない事項に関しては、同委員会の承認を得た上で、公開することができるとしています。 利用決定等に対する審査請求に関する調査審議を非公開とする理由は、その過程において個人情報など機密性の高い情報を取り扱うためです。また、同委員会は、利用制限情報が記録された特定歴史公文書等を直接確認する権限を有していることから、審査請求に関する調査審議について公開することは適切ではないと考えています。なお、この取扱いは、保存期間中の現用公文書の公開決定等に対する審査請求を扱う情報公開審査会と同様の運用です。
12	公文書等管理委員会について、「委員は学識経験者その他の者から市長が委嘱」とあるが、その他の者については「委員を希望する市民」として、市民から公募参加を求めてもいいのではないか。	公文書等管理委員会は、特定歴史公文書等の利用決定等に対する審査請求について調査審議を行うことが主な役割であり、その過程では、関係法令や公文書管理に関する専門的な知識が求められるほか、個人情報など機密性の高い情報を取り扱います。このような同委員会の性質を踏まえ、専門的な知見を有する方への委員委嘱が適切と考えるため、公募によって市民を委員に加えることは予定しておりません。

番号	意見の内容	意見に対する本市の考え方
13	公文書等管理委員会について、市長の諮問機関としての役割を持つ委員会であるが、市民からの意見を反映させる方法を具体的に考えてほしい。	公文書等管理委員会では、特定歴史公文書等の利用決定等に対する審査請求に関する調査審議のほか、「公文書等の管理に関する重要な事項」についても調査審議を行うこととしています。この「重要な事項」には、公文書等を管理する上で必要となる基本的事項や例規の整備、公文書等管理制度のあり方に関する変更・改善などが該当します。これらの内容に関連して条例の改正が必要となる場合には、今回と同様にパブリックコメントの手続を実施し、市民の皆さまからのご意見を伺うこととしています。
その他の意見		
14	今年は戦後 80 年にあたり戦争体験者は数パーセントになった。今もこの地球上のあちこちで若い命が奪われている。人間が起こす戦争を二度としないために、大きな空襲のあった神戸にも常設の「平和資料館」があったら、せめて生徒たちが先生に連れられて見学できる常設の「平和資料館」があったらと切に願う。子どもたちが成長の過程で一度は戦争の事実に触れる場所をつくることは大切なことである。これは行政の責任でもあるのではないか。	本市では、平和の尊さを後世に伝えていく取り組みを重要と考え、戦災関連資料の散逸を防ぐため、戦争体験談や関連資料の収集を行っています。また、兵庫図書館内の戦災資料室や中央図書館での資料展、市のホームページ等で戦災関連資料をご覧いただけるように取り組んでいます。 今後も引き続き、戦災関連資料や戦争体験談等の収集を行うとともに、市ホームページでの情報発信や、兵庫図書館・中央図書館での展示について、より分かりやすく、充実したものとなるよう工夫していきます。なお、ご意見にありました平和資料館の設置は予定しておりませんが、引き続き関係団体等とも連携しながら、平和啓発に取り組んでいきます。